

八尾市

中古住宅

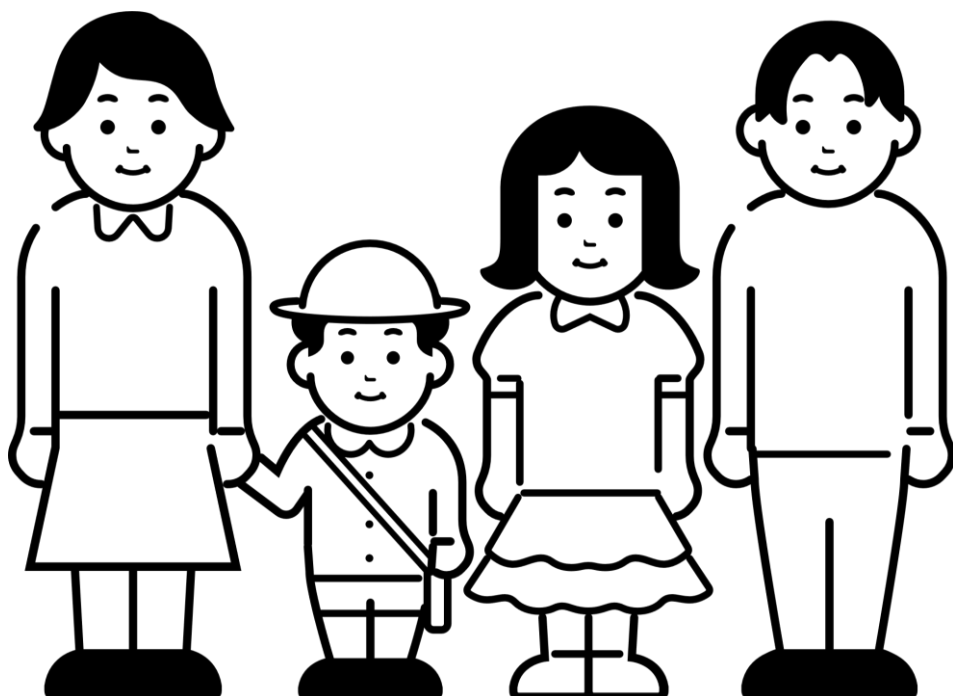
市外
在住

若者

・子育て世帯向け

20
万円

購入補助



転

入

支

援

【問い合わせ先】

八尾市建築部住宅政策課

TEL : 072-924-3783 (直通)

E-Mail : jyutakuseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市について



中古住宅流通促進補助金について

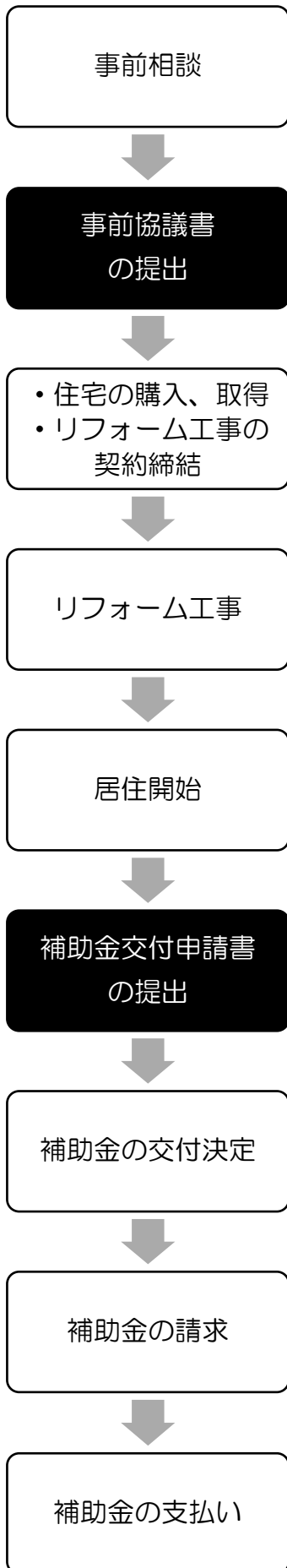




中古住宅流通促進補助金について



補助申請の流れ



①要件等

- 補助対象となる住宅の要件
 - 過去に居住されたことのある戸建て住宅又は長屋住宅
 - 耐震性を有する住宅又は耐震改修により耐震性を確保する予定の住宅
(耐震改修補助を活用できる場合あり)
- 補助対象者の要件
 - 補助対象となる住宅を取得する方
 - 世帯員全員が1年以上継続して他市に居住している
 - 2人以上の世帯である
 - 転入時において世帯員全員が40歳未満又は中学生以下の子どもがいる
 - 世帯員全員が本市の税金を滞納していないこと
 - 世帯員全員が過去にこの補助金を受けていないこと
 - 世帯員全員が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

②必要書類等

• 事前協議書の提出について

- 次の書類を、住宅の取得（登記完了）及びリフォーム工事の契約締結前に提出してください。
- 世帯員全員の年齢及び1年以上継続して他市に居住していることが確認できる書類（住民票又は戸籍の附票）
 - 取得予定の建築物の概要（所在地、建築年月日など）がわかる書類（位置図、建築物の全部事項証明書など）

• 補助金の交付申請について

- 次の書類を、住宅取得日（登記完了日）の翌日から起算して1年を経過する日までに提出してください。
- 世帯員全員が他市に継続して1年以上居住していたことが確認できる書類（取得した建築物に住所を移した後の住民票又は戸籍の附票）
 - 取得した建物の全部事項証明書
 - 補助対象となる経費の領収書及び契約書等の写し
 - リフォーム工事の内容が分かる書類（平面図など）
 - 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅の場合、耐震性を有していることが確認できる書類

③補助金額（取得・リフォーム費用に対して）

20万円

次に該当する場合は加算されます。

- 親世帯が本市に1年以上居住している場合 +5万円
- 新婚又は子どもが義務教育就学前の場合 +5万円
- 空家バンク登録物件を取得した場合 +5万円